

## 2027 コードとISの更新プロセス

### 初稿主な変更点の概要

### 署名者による規程遵守のための国際基準

#### エグゼクティブ・サマリー

署名者による規程遵守のための国際基準起草チームは、現在進行中の[2027年版規程・IS更新プロセス](#)の一環として、署名者による規程遵守のための2027年版国際基準（ISCCS）の第一草案において、主要な変更点を提案した。

この文書の目的は、2027年版ISCCSの第一次草案で提案された主な変更点を要約することである。以下のセクションでは、主な変更点を簡潔にまとめている。

---

#### 第8条：加盟国に不適合を是正する機会を与える

##### 第8.2.4条署名者による是正処置報告書の不適合事項の分類に対する異議申し立て

第 8.2.4 項に基づく手続は、遵守審査委員会（CRC）の決定が世界ドーピング防止機構（WADA）執行委員会（ExCo）の決定によって代用されないことを確実にするため、第 9.2.2 項に基づく手続と整合された。むしろ、WADA ExCo の決定の後、当該問題は、（例えば、WADA ExCo に対して修正勧告を行うことにより）どのように進めるかについての更なる検討のため、CRC に付託されるものとする。

##### 第8.4.5条：ウォッチリスト手続

署名者がウォッチリストに掲載された際に付与される追加期間は、従来の4ヶ月から5ヶ月に延長された。

(4)ヶ月～(9)ヶ月：規則、規制、法律の採択に関する不適合。また、ウォッチリスト手続期間中、署名者にいかなる影響も課されないことが明確化された。最後に、ウォッチリスト手続への登録又は解除は、WADA のウェブサイト上で公に報告され、WADA の利害関係者に送付されることが明記された。

##### 第8.6条：不可抗力

不可抗力事象がいつ発動されるかの範囲を広げるため、「順守手続」という用語は「行動」に置き換えられました。

## 第9条：不遵守の確認と加盟国への影響

### 第9.3.1条不遵守を主張する正式通知に異議を唱えるための条件

不遵守を主張する正式通知に異議を申し立てるための条件は、現在二重になっている。現行の一つの要件（すなわち、署名機関は、不遵守を主張する正式通知の受領後21日以内にWADAが受理しなければならない異議申立の正式確認書をWADAに送付しなければならない）に加え、署名機関は、不遵守を主張する正式通知の受領後21日以内に、5,000スイスフランの管理手数料をWADAに送付することが要求される。

#### 第9.3.1.1条から第9.3.1.3条（第9.3.2条及び第9.3.3条新設）

署名機関が、正式通知の受領後、.3.1条に記載された21日間の期限が満了する前に、第9.3.2条に記載されたウォッチリスト基準を満たしたことを証明する場合、CRCは、同一の遵守手続において過去にウォッチリスト手続が適用されていないことを条件として、ウォッチリスト手続の適用をWADA ExCoに勧告することができる。換言、ウォッチリスト手続は、同一の遵守手続において1回を超えて適用することはできない。第9.3.2条に基づく手続は、署名国が正式通知に異議を申し立てるための第9.3.1条に記載された21日間の期限を停止又は修正するものではない。

署名者が、(1)正式通知受領後21日の間に、CRCが納得する形で不適合を完全に是正した場合、または、(2)第9.3.1項に基づき正式通知に異議を唱えた後、事案がスポーツ仲裁裁判所（CAS）に付託されるまでの間、CRCは、WADA ExCoに差し戻すことなく、手続の中止を決定する。

#### 第9.4.1条スポーツ仲裁裁判所(CAS)における、不遵守を主張する正式な通知、および/または、提示された結果、および/または、提示された復権条件について争うための手続。

WADA及び署名当事者双方がCASに仲裁費用の前払分を支払う要件、及びどちらか一方の当事者がこれを怠った場合の結果について、更なる明確化がなされた。WADAに対しては、不利な点をもって手続が取り下げられたものとみなされ、CASによりその旨の終了命令が出されるものとする。署名当事者にとっては、WADAの通知において主張された不遵守を認めたとみなされ、また、WADAの通知における結果及び復帰の条件を受け入れたとみなされるものとする。

#### 第9.4.2条CASへのプロセス

当事者間の仲裁費用の決定するCASパネルの権限と、CASスポーツ関連仲裁規程に従い、勝訴当事者に訴訟手続きに関連して発生した弁護士費用およびその他の費用に対する拠出金を認める可能性について、さらなる明確化がなされた。

#### 第9.4.3条CASへのプロセス

CASが決定を下す前のいずれかの時点で、署名機関がWADAを満足させるべく不適合を是正し、WADAが手続終結を決定した場合、いかなる場合においても、署名機関は仲裁手続にかかる全費用を支払うものとし、また、手続に関連してWADAが負担した弁護士費用及びその他の費用に対する拠出金を支払うものとする。また、手続終了の理由及び条件は、CAS及び当事者によって公に報告されるものとする。

#### 第9.6条（新第11.3.3.2条）：署名者が復帰条件を満たしていないことに関するWADAの見解について争うための手続

復帰に関する紛争に関する第9.6条は、今後、第11.3.3.2条に移された。署名機関が、WADAの主張する「署名機関が復帰要件を満たさなかった場合」について争うことを希望する場合、WADAは、当該署名機関に対して、当該署名機関が復帰要件を満たさなかったとするWADAの見解に同意するものとする。

WADAの通知を受領してから21日以内にCASに仲裁を申し立て、仲裁を申し立てた場合には、同日中に仲裁の要請のコピーをWADAに通知する責任がある。証明責任は、署名者がすべての復帰条件を満たしていることを、蓋然性のバランスに照らして証明することにある。

---

## 第10条：署名者の結果の決定

### 第10.2.9条特定の状況に応じて、時間の経過とともに結果が増加または解除される可能性

WADA ExCo による署名義務者の結果を課す決定は、複数の不適合が存在し、かつ特定の署名義務者の結果が特定の不適合に関連している場合、CRC が関連する要件が満たされたと判断した時点で、特定の署名義務者の結果を解除することを規定することができる。

---

## 第12条：経過規定

### 第12.1.2条

第8.4.5条に詳述されているウォッチリスト手続きは、2027年ISCCS発効日時点で保留されている遵守手続きのための手続き規則とみなされることが明確化された。

---

## 付属文書A：不遵守のカテゴリー

### 付属書A.1.b

付属書A.1.bには、教育に関する国際基準およびデータ保護に関する国際基準の第12.2条に沿った教育記録の保持という一般要件が追加された。

### 付属書A.2.a

教育に関する国際基準の第 8.1.1 項で特定されたトピックに従い、可能であれば、ウェブサイト上の見やすい場所に掲載することにより、競技者及びその他の者に対して正確かつ最新の情報を提供するという署名当事者に対する要請が、重要から高優先へと再分類された。

### 付属書A.2.b

すなわち、WADAが提供するテンプレートに従った年次教育計画の要約を、ウェブサイト上で英語またはフランス語で公表することである。

### 付属書A.2.d

すなわち、国際教育基準第 8.1.1 条に規定される必須の主要なトピックを含むカリキュラムを有し、学習成果を特定し、かつ、競技者進路に適合又は整合させたものであることである。

#### 附属書A.2.f

すなわち、検査に関する国際基準第 4.8.2 条に基づき、ドーピング防止機関と検査機関の間の積極的な意思疎通、及び検査機関の要請に対する検査に関する国際基準に定められた期限内での適時の対応である。

#### 附属書A.3.d

教育に関する国際基準の第16.4条に従って評価報告書を作成し、要請に応じてWADAに提供することが求められているが、この要件は「高優先度」から「重要度」に再分類された。

#### 附属書A.3.u

治療目的使用の除外に関する決定を受領後 21 日以内に ADAMS に報告するという要請が、「高優先度」から「重要度」に再分類された。これにより、治療目的使用の除外に関する決定の ADAMS への入力、ドーピング・コントロール・フォーム及び結果管理に関する決定の ADAMS への入力（いずれも「クリティカル」）と同列となる。

---

### 附属書B：署名者の結果

#### 附属書B.3.e

署名者が国内ドーピング防止機関又は国内ドーピング防止機関として活動する国内オリンピック委員会である場合、(1)地域、大陸、世界選手権、その他の主要競技大会及び／又は国際競技連盟が主催する国際競技大会、及び／又は(2)オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会において、署名者の国の国歌が演奏されないことを、署名者の帰結として課す可能性。